# 「HandyBank 支店」ご利用規定

本規定は、お客さまと愛媛銀行(以下、「当行」といいます)の HandyBank 支店(以下、「当店」といいます)との間で、取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものとします。

## 第1条 適用範囲

- 1. お客さまは本規定に基づき、スマートフォン専用口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いた だきます。なお、取扱商品については、当行ホームページにてご確認ください。
  - (1) 普通預金取引
  - (2) 定期預金取引
  - (3) 投資信託取引
  - (4) WEB 完結型カードローン取引
  - (5) その他当行所定の取引
- 2. 第1条第1項各号の取引は、本規定のほか別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

## 第2条 取引の開始

- 1. 当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に在住する満 15 歳以上の個人の方に限らせていただきます。
- 2. 当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、「ひめぎんアプリ」または「セブン銀行 ATM」より口 座開設をお申込みいただき、当行がこれを受領し不備がないことを確認できた場合に、取引を開始することができるものとします。ただし、当店の審査に基づき取引をお断りする場合があります。
- 3. 当店との取引開始に際しては、第1条に定める普通預金口座を開設のうえ、普通預金に対して IC キャッシュカードを発行し、当行所定の方法にてお届けします。
- 4. 前項以外の取引は、当行所定の方法によるお申込みにより取引を開始するものとします。
- 5. 当店での普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とし、口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。また、当店ではお申込み内容についてお客さまに照会を行う場合があります。この際、当店所定の期間にわたり連絡がとれない場合は受付を無効とし、お申込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。
- 6. 当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより当店と取引を開始することはできません。また、当店の取引を当店以外に変更することはできません。
- 7. 口座開設時に送付する IC キャッシュカードやその他の送付物のお受取りを当店が確認するまでは、 払戻し、振込等の取引の全部または一部を制限する場合がありますのでご了承ください。

#### 第3条 印鑑の届出

当店で開設した口座は原則印鑑登録は不要ですが、印章を必要とする取引を行う場合は、予め当行所定の下記方法により印鑑登録することができるものとします。なお、印鑑の届出は共通印鑑届とし、今後発生するお取引店の取引一切に使用します。



#### 1. 郵送による届出

- (1) 郵送による届出をご希望の場合は、当店フリーダイヤル (0120-12-0576 平日 9:00-17:00 (年末年始、土日、祝日は除く)) へご連絡ください。
  - a. 当行から郵送される印鑑届に必要事項をご記入のうえ、顔写真付き本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカード)のコピーとともにご返送いただきます。なお、同時に届出事項の変更(住所変更等)があり、本人確認書類等で変更前後の確認ができない場合は受付できません。
  - b. 印鑑登録完了後、お届印にて各種手続きがご利用いただけます。

#### 2. 窓口による届出

- (1) お近くの本支店窓口に、お届出いただくご印鑑、および顔写真付き本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカード)をご持参のうえ、印鑑届をご提出いただきます。なお、同時に届出事項の変更(住所変更等)があり、本人確認書類等で変更前後の確認ができない場合は受付できません。
- (2) 印鑑登録完了後、お届印にて各種手続きがご利用いただけます。

#### 第4条 当店との取引方法

- 1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
  - (1) 「ひめぎんアプリ」による取引 「ひめぎんアプリ」とは、当行が提供するスマートフォン向けアプリケーションサービスです。
  - (2) 「WithYouNet」(ウィズユーネット) による取引 「WithYouNet」とは、契約者ご本人がコンピュータ端末・モバイル機器(情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。) 等を用い、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。
  - (3) 当行本支店の現金自動機(以下「ATM」といいます) および当行と提携している金融機関等の現金自動機・現金自動支払機(以下「ATM・CD」といいます) による普通預金取引
  - (4) その他当行が定めた方法による取引
- 2. 各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

# 第5条 個人情報の取扱

- 1. 当行は、お客さまの個人情報を当行ホームページに掲載している個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の通り、関係法令を遵守して適切に取り扱います。
- 2. 当店との取引に際してお客さまから得た個人情報は、当行ホームページに掲載している当行所定の 利用目的の達成に必要な範囲で利用します。当行とお取引を開始するにあたっては、必ず、当該利用 目的をご確認ください。

# ■ 爱媛銀行

## 第6条 証券類の受入の禁止等

当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。また、預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類の受入はできません。

## 第7条 代理人カードの取扱い

当店は、第1条に定める普通預金の IC キャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

## 第8条 マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。

#### 第9条 通帳·証書·残高証明書等

- 1. 当店では、預金通帳および証書の発行はいたしません。当店におけるお客さまの取引残高または取引明細等は、お客さま自身が「ひめぎんアプリ」や「WithYouNet」を利用して適宜確認してください。
- 2. 残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により手続きが必要となりますので、当店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては当行所定の手数料が必要となります。
- 3. 届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着した場合 や到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当行は責任 を負いません。

#### 第10条 諸手数料

- 1. 諸手数料については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
- 2. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行のホームページに掲示することにより告知します。

#### 第11条 商品・サービス等の変更

- 1. 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
- 2. 前項については、原則として、当行所定のホームページに掲示することにより告知します。
- 3. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行の責めに帰すべき場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第12条 届出事項の変更等

1. お届けの住所、氏名、電話番号、E メールアドレス等、当行への届出事項に変更があった場合には、 当行所定の方法により、当行に届出るものとします。変更の届出は、当行の変更処理が完了した後に 有効となります。変更処理が完了するまでの間に、お客さまの責めによって変更が行われなかったこ とにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負わないことがあります。また、届出を怠ったこ



とにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

- 2. 届出の住所、氏名あてに送付した通知または送付書類が、未着として当行に返戻された場合、当行は お客さまに事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに停止または解約することができ るものします。
- 3. 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

## 第13条 喪失の届出

ICキャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに「キャッシュカードの紛失・盗難時の事故受付窓口(24時間体制)」(0120-88-5560) または当店(0120-12-0576) へ電話連絡するとともに、当行所定の手続きを行うものとします。

IC キャッシュカード等の紛失を当行へ連絡することを怠ったことにより生じた損害については、当行は 責任を負わないことがあります。

#### 第14条 通知および告知方法

- 1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行所定のホームページへの掲示、届出の住所、氏名 への郵送、届出のEメールアドレスへのEメール送信等により行います。
- 2. 当行が届出の住所、氏名、E メールアドレス等に各種通知および告知を行った場合は、延着しまたは 到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害につ いて、当行の責めに帰すべき場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第15条 成年後見人等の届出

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その 他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人につい て、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出てください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任を受けている場合にも、前1項および2項と同様に当店に届出てください。
- 4. 前1項から3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- 5. 前1項から4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第16条 取引の制限等

- 1. 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報(以下、総称して「預金者情報等」といいます)を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 2. 1年以上利用のないこの預金の口座は、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があり



ます。

- 3. 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項 を当行の指定する方法によって当行に提出してください。
- 4. 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明 内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策、 もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそ れがあると認める場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがありま す。
- 5. 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、その 事由が合理的に解消されたと当行が認めたときは、当行は当該取引の制限を解除します。

## 第17条 反社会的勢力との取引謝絶

- 1. この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも 該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- 2. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - a. お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - b. お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)と当行が判断した場合、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、またば便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
    - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
  - c. お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - (a) 暴力的な要求行為
    - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - (e) その他前各号に準ずる行為



## 第18条 解約

- 1. お客さまが、当店の普通預金口座を解約する場合には、「セブン銀行ATM」で解約の申込みをいただくか、当行所定の解約払戻請求書に記名して、本人確認書類・振込依頼書・IC キャッシュカードとともに当店へ郵送もしくは営業店窓口にご持参してください。ただし、本条第 4 項の振込手数料について解約時の返還金等から差し引きできない場合、または未払いの手数料等がある場合等は、即時に解約できないことがあります。
- 2. 当店の普通預金取引を残したまま、IC キャッシュカードのみを解約することはできません。
- 3. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客さまに事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。また、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任は負いません。
  - (1) お客さまが本規定および各関連規定に違反するなど、当行がお客さまとの取引を解約する相当の事由が生じたと判断したとき
  - (2) 住所・連絡先変更の届出変更を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明となったとき
  - (3) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
  - (4) 当行に虚偽の申告をしたとき
  - (5) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
  - (6) 預金口座等が公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
  - (7) 口座開設後、初回入金等が6カ月間なかったとき
  - (8) 非居住者と判明したとき
  - (9) IC キャッシュカード等の通知書が郵便不着、受取拒否等により当行に返却されたとき
  - (10)預金口座がお客さまの事業性として利用、またはその恐れがあると認められるとき、および当店が事業性目的と判断したとき
  - (11)当行が法令等で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および 第16条(取引の制限等)に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であ ることが明らかになったとき
  - (12) 第 16 条の第 1 項から 4 項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が 1 年以上にわたって解消 されないとき
  - (13) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
  - (14)お届けいただいているお取引目的以外の利用、またはその恐れがあると認められるとき
  - (15) 当行が依頼するお客さまの情報更新に回答いただけないとき
- 4. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、当行所定の方法により解約を行ったうえで返還いたします。また、お客さまに対する未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。



5. 当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

# 第19条 免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行の責めに帰すべき場合を除き、当行は責任を負わないことがあります。

- 1. 当行所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- 2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない 事由があった場合
- 3. 当行および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合
- 4. 当行および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客様情報が漏洩した場合
- 5. 当行所定の書類に、第三者による偽造・変造・その他の事故等があった場合
- 6. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

## 第20条 譲渡・質入れの禁止

普通預金、定期預金、その他当店との取引に基づく一切のお客さまの権利は、譲渡、質入れ、その他第 三者の権利の設定、または第三者に利用させることはできません。

## 第21条 規定の準用

当店との取引において、本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等、当行が定める全ての規定により取扱います。各種規定につきましては、ホームページに掲載しています。

#### 第22条 規定の変更

- 1. この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、 効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することによ り、周知します。効力発生日以降は当店に関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。
- 3. 前2項の規定による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用する ものとします

## 第23条 準拠法および管轄裁判所

- 1. 本契約の準拠法は日本法とします。
- 2. 本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。



以上

(2025年3月24日現在)

